

受託候補者選定委員会設置要綱

（設置）

第1条 「木材利用促進月間における普及啓発等の企画運営等に係る業務」の委託について、プロポーザルの実施により応募者から提出された提案書類を審査し、受託候補者の選定を行うため、木材利用促進月間における普及啓発等の企画運営等に係る業務受託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

（組織）

第2条 選定委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 産業観光局農林振興室森林政策担当部長
- (2) 産業観光局農林振興室林業振興課長
- (3) 産業観光局農林振興室林業振興課木の文化推進担当課長
- (4) 産業観光局農林振興室林業振興課森林政策担当課長
- (5) 産業観光局農林振興室林業振興課森林環境整備担当課長

（審査事項）

第3条 選定委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 別に定める審査基準による受託候補者の選定に関する事項
- (2) その他必要な事項

（委員長）

第4条 選定委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、産業観光局農林振興室森林政策担当部長とする。
- 3 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 選定委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

（委員の責務）

第6条 委員は、審査の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、京都市が公表した情報については、この限りではない。

（事務局）

第7条 選定委員会に係る庶務は、産業観光局農林振興室林業振興課が担当する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関して必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、決定の日から施行し、受託候補者の選定をもって廃止する。